

岐阜県公報

第二千九百二十二号
平成三十年二月十六日

(金曜日)

目次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課)	八五
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同 課)	八六
道路の区域変更	(道路維持課)	八八
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業・金融課)	八八
公共測量の終了	(用 地 課)	八九

告 示

岐阜県告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市付知町字日枯入一二〇四七の二七一、一二〇四七の二八六、一二〇四七の二八七、一二〇四七の三〇七、一二〇四七の三〇九
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日枯入一二〇四七の三〇九(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市丹生川町森部字東水谷一五七九の一から一五七九の四まで、一五七九の七から一五七九の一〇まで、一五七九の三三、一五七九の三五から一五七九の三七まで、一五七九の四二、一五七九の四三、一五七九の五二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市丹生川町折敷地字黒花谷三五二八の一、字牛コバ谷三五三四、字所サコ三五三六の一、字コネス谷三五三八の一、字腰谷三五六四の一、清見町夏蔵字伊西七三三の三九、莊川町尾上郷字ひぜんかき一四八の二、一四八の三、字松祿と一六〇の一、久々野町有道字六郎洞三五八の六、字トクスケ三六七の一、三六七の二、三六七の四から三六七の六まで、字久左工門坂三七〇の一から三七〇の一七まで、三七一、字大平三九九の一、三九九の二、高根町日影字駒ヶ鼻三七一の一・字桶サコ三七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字六郎洞三五八の六、字トクスケ三六七の五、字久左工門坂三七〇の二、三七〇の三、三七〇の一七

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市朝日町甲字樽ヶ沢一九六九、久々野町渚字藤懸日影平二六四〇、久々野町小坊字松ヶ尾七三六の一、高根町小日和田字アイノ坂二〇の一、養老郡養老町養老公園字唐谷二二九六の一

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松ケ尾七三六の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課並びに高山市役所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本巣市根尾能郷字遊谷九九五の一、根尾越波字下河内東方二九五の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小坂町赤沼田字大念仏一八八八

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小坂町坂下字ヒバラ一〇〇七、金山町弓掛字信濃柿七四五の三、七四六、

七四七の一から七四七の四まで、七四八の三、七四八の一七

- (二) 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考
明金山線		同 市 同 三切二九七番一		郡上市明宝畑佐字小瀬垣内五二〇番一		後 前		八・八 二四・八		五・四 一七・一		三三・〇

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成三十年二月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年二月一日

二 届出者の氏名又は名称

第一リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称) ザ・ビッグ可児御嵩店

可児郡御嵩町上恵土九五六 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年十月一日

五 店舗面積

四、九九五平方メートル

六 駐車場の収容台数

二六二台

七 荷さばき施設の面積

一一〇平方メートル

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により揖斐川町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

揖斐川町

二 作業種類

公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年九月十一日から

同 年十二月二十二日まで

四 作業地域

揖斐郡揖斐川町

平成三十年一月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社